

# 平成 30 年度 事業計画書

(平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで)

## I 基本方針

- 1、法定事業の制度啓発と事業推進
  - (1) 公共嘱託登記業務の受託推進
  - (2) 公共事業の川上業務としての公共嘱託登記業務の公共調達適正化の提言
  - (3) 官公署が開催する専任者研修会等への講師派遣
  
- 2、関連事業の受託推進と受託態勢の整備
  - (1) 地図整備事業の推進（法第 14 条地図作成作業、地籍調査事業等）
  - (2) 高度で適正な成果を確保するための受託態勢の整備
  
- 3、自主事業の拡大と推進
  - (1) 境界標識設置作業の推進
  - (2) 防災、災害復旧支援事業の推進
  
- 4、業務処理の標準化と管理の徹底
  - (1) 業務適正処理のための業務研修の実施
  - (2) 業務管理システムによる業務の適正管理の推進
  
- 5、公益社団法人としての会務運営の適正化
  - (1) 法令、定款、諸規則に則った会務運営の実施
  - (2) 定款、諸規則等の見直しと必要な規則、細則の制定
  - (3) 各級機関の役割と責任の明確化と適切な会議開催
  - (4) 役員、職員のスキルアップと協調による会務運営
  
- 6、関係団体との連携と相互支援
  - (1) 愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟との連携と相互支援
  - (2) 四公連、全公連主催の総会、各級機関会議への出席、研修会への参加
  - (3) 関係友好団体との連携の強化

## II 事業関係

### 1、総務部

#### (1) 社員の執務の指導及び連絡に関する事項

今後も、社員の置かれている状況の把握に努め、社員の社会的地位の向上、専門家集団としてのスキルアップの向上についてバックアップしていきます。

#### (2) 社員の入会及び退会並びに職員の人事に関する事項

① 社員の入会には理事会での承認が必要なため、適切な会議開催あるいは電子会議による迅速な入会手続きに努める。

② 平成30年度2名の職員が定年に達するため、継続雇用にかかる適切な対応を行う。また、場合によっては、パート賃金職員の新規雇用についても検討を行う。

#### (3) 帳簿及び書類の保守に関する事項

① 法定されている書類について、その作成、保守管理を行うとともに公開を義務付けられている書類の適正な対応に努める。

② 事務局規程による書類保管期限を過ぎた書類の廃棄を行い書庫の利活用に努める。

③ 協会の決済文書については、DropBoxによる電子決済制度の継続により、決済の効率化、省力化を継続する。

#### (4) 文書の收受、発送に関する事項

① 役職員、社員の会務運営については、会務指示書・出張指示書、会務報告書・出張報告書による取り扱いを原則とし、その適正な管理に努める。

② 他団体との連絡については、文書による受信・発信を原則とし、経緯を記録媒体に残す取り扱いとする。

#### (5) 理事長印、協会印の管守に関する事項

現在、金庫に保管し事務局長により始業時に持ち出し、終業時に再保管する取り扱いを行っているが、引き続き適正な取り扱い及び管理に努める。

#### (6) 協会及び社員に関する情報の公開に関する事項

① 協会ホームページにより、協会、社員にかかる情報公開をおこなっている。

② 社員名簿を備え付け、官公署等の要望に応じて情報公開に努める。

(7) 広報に関する事項

- ① 協会ホームページに協会の目的、取り組み、会務、予算、決算書類等の最新情報のアップロードを実施していく。
- ② 協会啓発パンフレット、建物所在図リーフレットなどの配布により、啓発活動を行う。

(8) その他、他の部の所掌に属さない事項

- ① 平成30年7月21日に開催される「地図問題研究会」に協賛し、社員3名の講師を派遣するとともに、会議開催をサポートする。
- ② 平成30年10月5日、6日、全日空ホテル松山にて、四公連の定時員総会が開催されるため、会議・研修会場の設営、進行、運営について担当協会として準備する。
- ③ 平成30年11月21日、福岡にて開催される国際地籍学会について、社員研修として役員・社員を派遣する。
- ④ 本会の開催する、研修会について年二回を目途に共催研修会として、その実施に取り組む。

2、経理部

(1) 予算編成・執行方針

今年度は、昨今の経済・社会情勢から、法定事業（嘱託登記事業）の受託件数が減少することが予想されるため、各科目における支出状況を精査し、これまで以上に経費削減に努め、この状況に対応しうる予算編成とし、予算執行に際しても、支出内容を精査して経費の削減に努める。

ただし、当協会が行う法定事業は、単に委託官公署の事業の成果の速やかな安定と登記手続きの円滑な実施によって公益性を発揮するだけでなく、それらを契機とした登記基準点設置事業や、境界標設置事業等の自主事業や関連事業によって、直接的に、広く、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することから、これらの自主事業・関連事業については、事業内容を精査したうえで積極的な支出を行い、当協会の有する公益性の発揮と、その啓発に努める予算措置とその執行を行う。

(2) 関連事業の推進

当協会が公益法人として適切かつ効率的に運営されるために必要となる法人運営費とその財源の確保等について研究を行う。

今年度は、これらの成果をもとに更なる研究を行い、当協会が継続して安定的に運営ができる方策を検討していく。

### 3、業務部

#### (1) 法定事業の推進

- ・未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行う。
- ・契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を行う。
- ・松山市において過去に行なっていた境界確認補助業務の啓発活動の提案。

#### (2) 関連事業の推進

##### ① 登記所備付地図作成作業

松山市東雲・八坂地区登記所備付地図作成作業の実施。

##### ② 地籍調査事業

松山市の市街地及び山間部、伊予郡松前町、今治市、大洲市の4市町について継続して行っていく。

宇和島市については地籍調査の修正作業を引き続き行っていく。

#### (3) 自主事業の推進

##### ① 登記基準点の設置

嘱託登記業務においても原則として基本三角点等の成果を基に業務処理を行い、愛媛県土地家屋調査士会の指導・点検を受け、登記基準点の設置を行う。

また、愛媛県下において登記基準点の与点となる街区基準点、地籍図根三角点、多角点等について、その亡失状況を調査することを検討する。

##### ② 境界標の埋設

登記所備付地図作成作業及び地籍調査事業、並びにその他公共嘱託業務において不動産の権利の明確化に寄与する為、全点境界標設置を原則に業務をおこなう。

#### (4) 業務処理と成果検査体制の検討

工程管理や成果品の検査体制など導入した業務管理システムを有効利用し、業務進捗状況の把握、品質の確保、成果品の検査体制等を整え、社員個々のスキルアップを図る。

#### (5) 研修会等

- ・実務的研修会の企画として、業務管理システムの利用促進のための研修を行う。

- ・ 本会・支部が実施する、官公署及び一般市民を対象とした啓発活動に積極的に参加する。
- ・ 不動産登記法・登記事務取扱要領、調査・測量実施要領等に則した業務処理をおこなうため、本会・支部が実施する研修会への参加を奨励し社員の専門的能力のさらなる向上を図る。
- ・ 国土交通省有識者会議において、測量業務においても小型無人機ドローン等新技術を導入して i コンストラクションの推進をはかるべきであるとの中間報告をまとめられており、当協会においても法定事業・関連事業の分野において、新技術の実用に向けた検証研究をおこなうため、小型無人機ドローン勉強会を立ち上げる。